

豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月1日

豊川市監査委員

同

同

鈴木 不二夫

上 澤 勉

松 下 広 和

別紙

定例監査（保育園）の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象施設

国府保育園、下長山保育園

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年8月18日

3 監査の実施期間

平成28年7月8日～平成28年8月18日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等の方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

ア 予算執行状況について

イ 収入未済の取扱事務について

ウ 備品等の管理に関する事務について

エ 公金の取扱事務について

オ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【国府保育園】 【下長山保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。